

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	企業局	整理番号	5
許認可等の種類	給水申込の承諾			
根拠法令条例等・条項	水道条例第13条			
許認可等の概要	県営水道の供給を受けようとする者に対する承諾			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>水道法施行令 第5条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。</p> <p>(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</p> <p>(5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p> <p>(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</p> <p>(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	3日			
期間の制定根拠	-			